

**国民年金の届出 こんなときには届出が必要です！**

●問合先 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121 / 市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

就職や転職、結婚、退職などの際は、国民年金の届出がその都度、必要となります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減ったり、受け取れない場合もあります。届出は、忘れずに行いましょう。

なお、届出の内容により、届出先は異なります。また、手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、事前に届出先にご確認ください。

区分	こんなとき	被保険者の種別	届出先	
加入や種別変更などの届出	20歳になった方	学生、自営業、自由業、無職などのとき 厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されているとき	第1号 第3号	市役所 配偶者の勤務先
	現在、第1号被保険者 ※1	就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき	第1号 → 第2号	勤務先
		厚生年金や共済組合等に加入している配偶者の扶養になったとき	第1号 → 第3号	配偶者の勤務先
	現在、第2号被保険者 ※2	厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職したとき	第2号 → 第1号	市役所
		退職して厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第2号 → 第3号	配偶者の勤務先
	現在、第3号被保険者 ※3	配偶者が厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職したとき	第3号 → 第1号	市役所
配偶者の扶養からはずれたとき (収入増や離婚などのとき)				
就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき		第3号 → 第2号	勤務先	
区分	こんなとき	届出先		
氏名や住所変更などの届出	現在、第1号被保険者 ※1	住所・氏名が変わったとき	市役所	
		年金手帳をなくしたとき	市役所または年金事務所	
		納付書を紛失したとき	年金事務所	
		口座振替の申し込み(変更)をしたいとき	金融機関または年金事務所	
		クレジットカード納付(変更)をしたいとき	市役所または年金事務所	
現在、第2号被保険者 ※2	住所・氏名が変わったとき	勤務先		
	年金手帳をなくしたとき	勤務先または年金事務所		
現在、第3号被保険者 ※3	住所・氏名が変わったとき	配偶者の勤務先		
	年金手帳をなくしたとき	配偶者の勤務先または年金事務所		

※1 学生・フリーター・自営業・無職などの方で、20歳以上60歳未満の方

※2 厚生年金の加入者(会社員)、共済組合の組合員(公務員)

※3 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)

**●後納制度(国民年金保険料の納期限延長)の納付開始および受給資格期間の短縮**

国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月～平成27年9月30日までの3年間に限り、保険料を納めることができる期間が10年以内に延長される「後納制度」が始まりました。既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある方は、後納制度を利用できない場合があります。なお、後納制度を利用するためには、事前に年金事務所へ申し込み、審査を行う必要があります(審査の結果、利用できない場合があります)。また、8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月から年金の受給資格期間が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮される予定です。詳しい内容は、国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050または年金事務所までお問い合わせください。